受益者負担の適正化に関する基本方針

令和８年 11 月改訂

箱根町

目　　次

１　はじめに 1
２　受益者負担の適正化に関する基本方針 2
３　受益者負担の見直しの手順とサイクル 3
４　使用料の算定方法 4
５　手数料の算定方法 11
６　おわりに 15

1　はじめに

本町では、町民の福祉向上や健康増進、観光振興等の観点から、老人福祉施設や体育施設、観光施設など多くの施設を整備しており、町民をはじめとする多くの方々に利用されています。

また、戸籍事務や税務事務は、市町村が責任をもって行わなければならない業務ですが、必要な方に住民票や納税証明書などを発行しています。

このように町の施設を利用する場合や証明書を取得する場合には、使用料や手数料という形で負担をお願いしていますが、これは、施設運営や行政サービスの提供には、人件費や電気料等の維持管理経費（コスト）がかかるためです。

本来、施設運営や行政サービスに係るコストは、受益者（利用者）の使用料や手数料でまかなうことが望ましいですが、現在の使用料等ではまかなえていないため、町民の皆さんの税金により一部が補われています。

一方で、これらの料金は、これまで近隣市町の類似施設との均衡などを主な理由として設定され、必ずしも利用者にコストの一部の負担を求め、回収するという考え方に基づいていませんでした。

このため、本町では、平成 27 年９月に策定した「行財政改革アクションプラン」の重点項目として『受益者負担の適正化』を位置付け、町民全体の負担の公平性の観点から使用料等について、利用者がどこまで負担すべきか、また、町民の皆さんに納めていただく税金でどこまで補うべきか、その負担割合がおおむね妥当なものとなるように考え方を明確にし、町民の皆さまの理解を得ていくことが必要と考え、『受益者負担の適正化に関する基本方針』を策定しました。

● H27.9 行財政改革アクションプラン（抜粋）

【基本方針１】将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換

重点項目②　受益者負担の適正化

これまで内部努力による削減型の行政改革を中心に進め、使用料・手数料の改定は見送ってきたことから、改めて、行政サービスの提供にあたり受益者負担の考え方を整理したうえで、定期的な見直しを行い、受益と負担の公平性を確保します。

● 受益者負担とは

受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもので、本基本方針においては、使用料及び手数料を対象とします。

・使用料とは、町が住民福祉の向上を図るために設けている様々な施設を町民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するものです。
・手数料とは、町で発行する住民票や印鑑証明その他の証明などのサービスの提供を町民が受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を申請者から徴収するものです。

2　受益者負担の適正化に関する基本方針

受益と負担の公平化の観点から、町民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするため、次の３つを受益者負担適正化の基本方針とします。

なお、後述する具体的な算定方法の対象外としている使用料や手数料のほか、実費徴収金（※）についても、この３つの基本方針の趣旨を踏まえて定期的な見直しなど受益者負担の適正化に取り組むものとします。

(1) 受益者負担の原則【公平化】

受益者負担とは、町が行う行政サービスにおいて、そのサービスを利用する特定の方（受益者）が利益を受けるものであるという前提から、利用しない方との均衡を考慮し、その受益の範囲内で当該行政サービスの対価として応分の負担をしていただくことです。

受益者から見ると、使用料や手数料は、当然、安価であればあるほど喜ばしいものですが、使用料や手数料（収入）が行政サービスを提供するための費用（支出）を下回る場合、不足分は町税等の公費で補うためサービスを利用しない方に負担を課すこととなり、最終的に、これは町民全体の負担となります。

このため、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを定期的に行います。

(2) 算定方法の明確化【透明化】

町が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料や手数料の算定根拠を明らかにし、町民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、積算根拠の明確化に向け、原価のあり方や負担割合などについて基本的な考え方を示し、透明性を確保します。

(3) 継続的な運営改善努力【継続的改善】

行政サービスの提供を行う町においても、人件費や維持管理経費が使用料等の算定基礎となることから、効率的な施設運営などにより受益者の負担軽減を図るとともに理解が得られる料金設定を目指す必要があります。

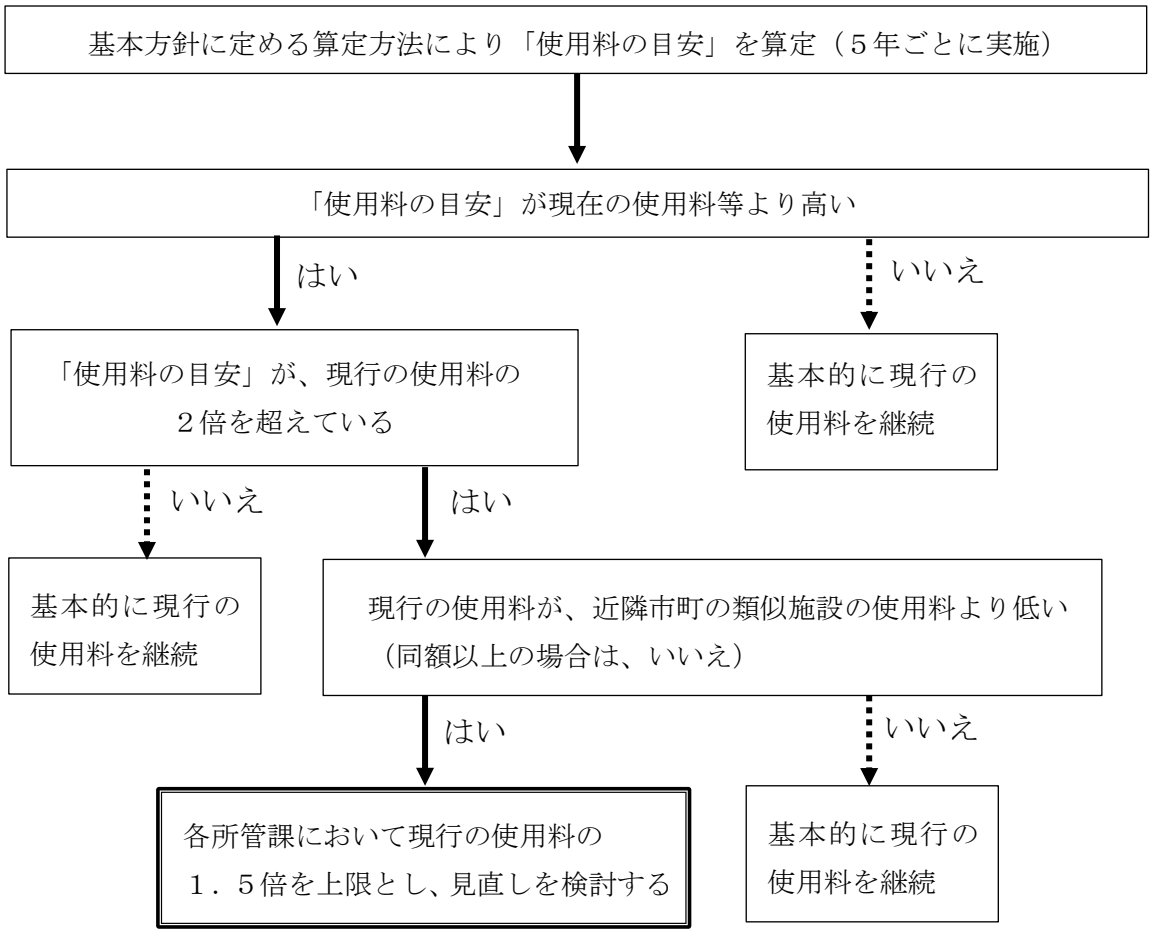
このため、行財政改革アクションプランなどに基づきコストを意識した業務の改善を行い、より安価な料金で行政サービスを提供できるような取組みを継続して行います。また、収入増を図るため、利用者の増加策を積極的に検討・導入します。

（※）実費徴収金とは、趣味的な講座の受講料など町が使用料や手数料のように公権力に基づいて徴収するものではなく、私法上の契約関係に基づき実費経費を徴収するものです。

3　受益者負担の見直しの手順とサイクル

基本方針に基づく使用料等の見直しは、原則として次の手順及びサイクルで取り組むものとします。なお、手数料は、受益者負担割合が異なるため、見直し対象の範囲（現行使用料の２倍を超えるなど）は、そのまま用いることができませんが、見直しの手順は、同様の考え方で行うものとします。

● 使用料見直しの手順



● 見直しのサイクル

見直しは、少なくとも５年ごとに行うものとします。

受益と負担の公平性を確保しながら、施設・行政サービスの運営改善努力を確保するために、使用料・手数料ともに、少なくとも５年ごとに見直しを行います。

ただし、社会経済情勢の変化が著しい場合など、特別な事情が生じた場合は、この限りではないものとします。

また、基本方針自体についても、見直しのサイクルにあわせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

4　使用料の算定方法

(1) 対象とする使用料

原則として、地方自治法第 225 条に基づく全ての使用料を対象としますが、法令等で算定方法が定められているものなど、本基本方針になじまないものについては、適用しないものとします。このため、主に公の施設の使用料を本基本方針の対象とします。

● 本基本方針に基づいて定期的に見直しを行う使用料

施　　設　　名	管理分類
箱根湿生花園入園料	直営
森のふれあい館観覧料	直営
箱根ジオミュージアム観覧料	直営
弥坂湯使用料	指定管理
集会所使用料	指定管理
宮城野温泉会館使用料	指定管理
総合保健福祉センター使用料	直営
老人福祉センター使用料	指定管理
都市公園（仙石原公園いこいの家）使用料	指定管理
公民館使用料	直営
総合体育館利用料金	指定管理（利用料金制）
地域スポーツ施設使用料	直営
弓道場使用料	直営
テニスコート使用料	指定管理及び直営
郷土資料館使用料	直営
箱根関所使用料	直営

● 算定対象としない使用料

No.	区　　分	使用料の例
1	法令等で算定方法が定められているもの	保育料、町営住宅使用料
2	国や県の算定方法に準拠しているもの	道路占用料、水路占用料
3	財産の価値をもとに算定するもの	行政財産目的外使用料、 物品等の使用料
4	地方公営企業法が適用される事業	水道料金、下水道使用料
5	本基本方針により、使用料の算定が 困難なもの	温泉使用料、宮ノ下浄化槽使用料、駐車場使用料など

(2) 使用料の目安の算定の考え方

使用料については、統一的な方法で把握した原価対象経費を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で負担することとします。

使用料の目安　＝　原価　×　施設の性質別受益者負担率（施設ごとのサービスを勘案）

(3) 使用料の目安の算定方法

使用料の目安は、施設の利用形態により、次の２つの方法により、３ヵ年分を算定し、その平均を用いることとします。

なお、原価対象経費は、見直し年度の前３ヵ年度の経費としますが、災害など特別の事情がある場合は、前回の見直し年度以降の任意の３ヵ年度の経費を使用するものとします。

● 使用料の目安の算定方法

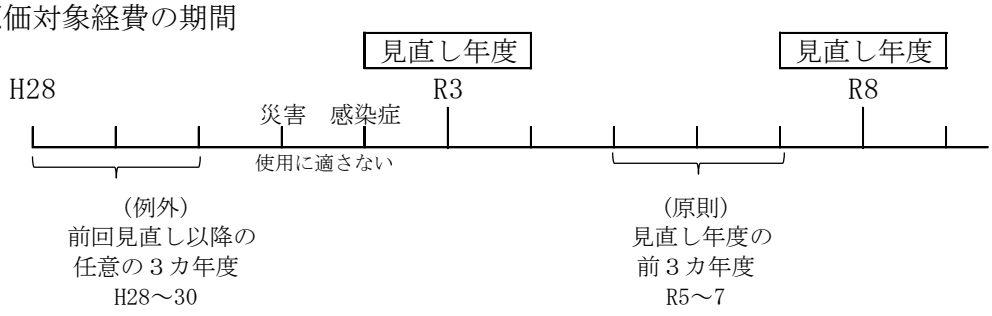
算定区分		算出方法
貸室等 （1室あたりの使用料） ※1	会議室やホールなど、一定のスペースを使用する場合の使用料	① 1㎡・1時間あたりの使用料 $= \dfrac{\text{原価}\times\text{施設の性質別受益者負担率}}{\text{貸室全体面積}\times\text{年間利用時間※2}}$ ② 1室あたりの使用料 ＝ 1㎡あたりの使用料(①)×利用面積×利用時間
個人利用施設 （1人あたりの使用料） ※3	個人でプールなどの施設を利用する場合の使用料	１人当たりの使用料 ＝ 原価×施設の性質別受益者負担率÷利用者数

※1… 貸室等の性質(音楽室、視聴覚室、調理室など)や利用時間帯、稼働率により、それぞれの貸室の使用料設定に差異を設けることもあります。
ただし、原則として使用料総額と受益者負担原価（原価×受益者負担率）が一致するものとします。

※2… 年間利用時間は、「年間利用可能時間×稼働率」とします。なお、「稼働率」は、過去3年間の各課等が把握している概ねの実績によるものとし、当該稼働率が50%未満の場合は、利用者の負担が過大になることを避けるために、50%の利用があるものと補正して算出するものとします。

※3… 利用者の年齢や利用方法によって使用料を設定する場合には、原則として使用料総額と受益者負担原価が一致するようにします。
利用者数の中には減免措置を行った利用者数も含まれます。

● 原価対象経費の期間



(4) 原価の基礎と負担範囲

原価の対象は、施設の建設からサービスの提供に至るまでの全ての経費を対象としたうえで、行政負担と受益者負担に分け、受益者負担分を使用料積算の「原価の基礎」とします。

負担の範囲は、資本的経費と臨時的経費を行政負担、施設運営経費を受益者負担とし、維持管理に係る経費のうち大規模改修（概ね１千万円以上）や高額備品購入費（概ね１百万円以上）については、資本的経費に準ずるものとして、行政負担の範囲とします。

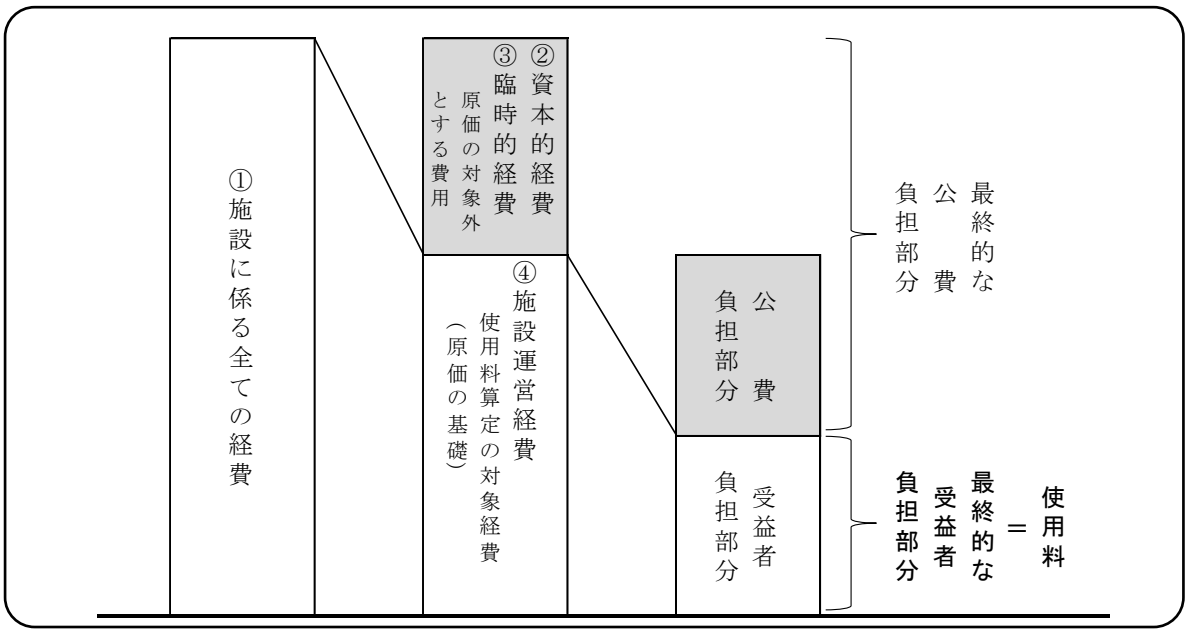
なお、講座などの特定の受益者が負担すべき事業に係る経費は、対象から除くものとします。

● 原価の対象と負担範囲

種別			内容	行政負担	受益者負担
①施設に係る経費	②資本的経費（ｲﾆｼｬﾙｺｽﾄ）	用地取得費	施設整備に係る用地の取得費用	○	×
		施設整備費	施設の建設や大規模改修、大規模な備品等に要する経費	○	×
	③臨時的経費	災害復旧費等	災害復旧や新型コロナウイルス感染症への対応など外的要因により臨時的に発生する経費	○	×
	④施設運営経費（ﾗﾝﾆﾝｸﾞｺｽﾄ）	人件費	施設の受付、維持管理又は行政サービスの提供など通常の施設運営に係る人件費	△（※1）	△
		維持管理費	行政サービスを行うために、毎年度、継続的・恒常的に支出される光熱水費、維持補修費、管理運営に係る委託料などの経費	△	△
事業に係る経費（使用料とは別に徴収※2）			通常の施設利用以外に開催された教室やセミナー、講座の経費など、受益者から必要に応じて徴収するべき経費	―	―

※1…負担割合に応じて行政と受益者で負担する部分
※2…事業に係る経費は、原則として、別途、受益者の負担とします

● 受益者負担と公費負担の範囲のイメージ



(5) 施設ごとの性質による行政と受益者の負担割合（性質別負担率）

町の施設は、道路や公園のように、町民の日常生活に必要で、市場原理によって提供されにくい施設から、観光施設やプールなどのように、特定の町民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。

このため、一律に受益者負担の原則だけで料金を設定することは困難であることから、施設を必需性と市場性の２つの視点により性質別に分類し、受益者負担の割合を設定します。

● 施設の分類にあたっての視点と分類結果

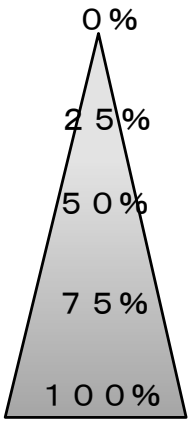
視点２（市場性）：民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか		
	非市場的	民間では提供されず、行政が提供するべきサービス
	中　間	民間では提供されにくく、主として行政が提供するべきサービス
	市場的	民間でも同種類似のものが提供されているサービス

視点１（必需性）：日常生活を送る上で公共関与の必要性が高いか			
	生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受ける施設	日常生活を送る上で、一定程度の町民が必要とするサービスを提供する施設	日常生活を送る上で、ほとんどの町民が必要とするサービスを提供する施設
	選択的	中　間	必需的

民間による提供の可能性	選択的	中　間	必需的
非市場的（公共的）	非市場的	⑦〔５０%〕 公　民　館 郷土資料館 箱根関所・関所資料館	⑧〔２５%〕	⑨〔０%〕
	中　間	④〔７５%〕 箱根湿生花園 森のふれあい館 箱根ジオミュージアム 総合保健福祉センター 総合体育館 地域スポーツ施設 弓　道　場	⑤〔５０%〕 集　会　所 弥　坂　湯 宮城野温泉会館 老人福祉センター 仙石原公園いこいの家	⑥〔２５%〕
市場的（民間的）	市場的	①〔１００%〕 テニスコート	②〔７５%〕	③〔５０%〕
	選択的	中　間	必需的

選択的 ← 生活上の必要性 → 必需的

● 性質別受益者負担率別の分類結果

受益者負担割合	対　象　施　設
	なし
	なし
	⑤ 集会所、弥坂湯、宮城野温泉会館、 老人福祉センター、仙石原公園いこいの家
	⑦ 公民館、郷土資料館、箱根関所・関所資料館
	④ 箱根湿生花園、森のふれあい館、箱根ジオミュージアム 総合保健福祉ｾﾝﾀｰ、総合体育館、地域ｽﾎﾟｰﾂ施設、弓道場
	① テニスコート

● 分類の考え方

（第５分類：負担率 50%）

・集会所、弥坂湯、宮城野温泉会館、老人福祉センター、仙石原公園いこいの家

必需性：一定程度の町民が利用するため、中間としました。

市場性：集会所は、自治会立の集会所や自治会館があるため、中間としました。
弥坂湯等は、町民の日常的な健康と福祉の増進を担っており、民間では提供されにくいため、中間としました。

（第７分類：負担率 50%）

・公民館、郷土資料館、箱根関所・関所資料館

必需性：特定の町民のみが利用するため、選択的としました。

市場性：民間での提供の可能性がないため、非市場的としました。

（第４分類：負担率 75%）

・箱根湿生花園、森のふれあい館、箱根ジオミュージアム、総合保健福祉センター、総合体育館等

必需性：特定の町民のみが利用するため、選択的としました。

市場性：箱根湿生花園等は、自然保護思想や箱根ジオパークの普及啓発など行政が提供するべきサービスも担っているため、中間としました。
総合保健福祉センターや体育施設は、本町の立地上、民間では提供されにくいため、中間としました。

（第１分類：負担率 100%）

・テニスコート

必需性：特定の町民のみが利用するため、選択的としました。

市場性：民間施設で提供されている又は提供の可能性があるため、市場的としました。

(6) その他の取扱い

①減額・免除の考え方

これまで、減額・免除は高齢者や障がい者、または各種活動団体の活動促進など「政策的な特定措置」として適用してきましたが、各施設によりその対応に差が見られることから、統一的な考え方を定めることとします。

● 減額及び免除の考え方

区分	考え方
全施設共通の運用方針	公益上の使用において減免することとし、次のような場合に限定します。 ・町（議会や行政委員会等を含む）主催又は共催する場合 ・町以外の官公署が行政目的で使用する場合 ・施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で使用する場合
各施設での個別運用方針	施設の設置目的に応じて個々に設定するもので、上記の共通の適用基準を踏まえ、減額や免除が政策的に限定適用されるように設定する必要がありますが、減額する場合の上限は、受益者負担の観点から50%を原則とします。
町長が特に必要と認める場合の運用方針	想定外の事態に対応するためのものであるため、適用する場合は、公益性が高く真にやむを得ない場合に限るものとします。

②受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策

本基本方針により使用料の見直しを行った結果、現行使用料を大幅に上回る場合は、受益者負担に急激な上昇が生じてしまうため、これを緩和するために改定上限率を設けます。

● 改定上限率

現行使用料	500円以下	500円超 2,000円以下	2,000円超 1万円以下	1万円超
改定上限率	50%	40%	30%	20%

● 端数処理の扱い

区分	端数処理の扱い
使用料の額が1,000円未満	10円単位とする（10円未満四捨五入）
使用料の額が1,000円以上	100円単位とする（100円未満四捨五入）

③利用者の区分設定等に係る増減割合

受益者の負担の公平性を確保するために利用者の区分を設定する場合は、原則として、次の考え方により定めることとします。

● 利用者区分の設定の考え方

利用者の区分		設定の考え方
Ⅰ	大人・小人等の利用区分	小　　人：大人料金の５割以下 60歳以上：大人料金の５割以下
Ⅱ	町民・町民以外の利用区分	町民以外は、町民料金の概ね３倍以下
Ⅲ	個人・団体の割引料金	割引率は、個人料金の概ね３割以下
Ⅳ	時間帯別の料金設定	原則として、夜間（午後５時以降）は、日中の１．５倍を上限とする。 ただし、夜間や特定の日の時間帯に利用が集中し、それ以外の日の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、利用状況、利用実態、利用者の要望等を踏まえ、時間帯別に料金を設定できるものとする。

④別荘等所有者の料金区分について

地方自治法第 244 条第 3 項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしてはならない」と規定されており、ここでいう住民には、住民に準ずる地位にあるものとして別荘等所有者も含まれるため、条例等で特別の定めがない場合は、別荘等所有者も町民と同様の取扱いとします。

⑤税制改正への対応

消費税率の引上げ等により、原価に影響が生じる場合は、これを適正に反映することとします。なお、使用料の見直し後に予定されている税制改正への対応については、次回見直し時に行うこととします。

⑥指定管理者制度の導入施設について

指定管理者制度の導入施設で見直しが必要な場合は、指定管理者の更新時期など改定した場合の影響等を踏まえて見直しを行うものとします。

5　手数料の算定方法

(1) 対象とする手数料

地方自治法第 227 条で規定している手数料とします。

本町においては、主に次の条例が対象となりますが、このうち、本基本方針においては、箱根町手数料条例に規定する手数料のみを対象とし、個別条例において手数料を定めているものについては、対象外とします。

また、箱根町手数料条例に定める手数料のうち、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、全国一律で手数料が定められているものは、対象外とします。

● 本町の主な手数料に係る条例

手数料に係る条例名	手数料の主な内容	基本方針の対象
箱根町手数料条例	住民票の写しの交付、 町税に関する証明など	○
箱根町情報公開条例 箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例	行政文書の公開に係る手数料	×
箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	粗大ごみ処理手数料など	×
箱根町公共下水道条例 箱根町温泉条例	指定下水道工事店の登録手数料など 温泉供給許可申請手数料など	×

● 箱根町手数料条例のうち算定対象としない手数料

・「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により定められている手数料
（例）戸籍謄抄本手数料、消防法の規定に基づく審査・検査手数料など

(2) 手数料の目安の算定の考え方

手数料については、住民票の写しや課税証明書等の発行手数料など「必要な町民等の求めに応じて行うサービス」の対価という性質から、原価算定対象経費の全額（100%）を受益者（申請者）の負担とします。

手数料の目安　＝　原価（必要経費：コスト）

(3) 手数料の目安の算出方法

手数料の目安は、手数料の対象となるサービス提供に要する人件費と事務費を算定し、その１件あたりの費用を算出するものとします。なお、サービスの性質により必要経費の種類や内容が異なるため、実際の算定にあたっては、それらを加味しますが、一般的な算出方法は、次のとおりとします。

$$\text{手数料の目安（１件あたりの原価）} = \frac{\text{人件費} + \text{事務費}}{\text{年間処理件数}}$$

(4) 原価の対象

原価の対象は、手数料の対象となる事務に直接必要な経費の全てとし、人件費と事務費に区分します。

①人件費

人件費は、当該役務を提供するために要する職員に関する経費と位置付け、手数料の対象となる事務に従事した時間に応じた額とします。

人件費　＝　時間単価　×　処理時間

②事務費

事務費は、当該役務を提供するために要する経費と位置付け、次のとおりとします。

● 事務費の対象範囲

区　分	対　象　範　囲	基　　準
消耗品費	事務用品,台帳,鑑札等の購入費用	・ 当該事務を行うために要した経費 ・ 前年度執行額をもとにした１件あたりの経費 ・ 経費の按分を要する場合は処理時間数による。
印刷製本費	申請用紙等の印刷・作成費用	
通信運搬費	はがき、切手、電話料金など	
旅　　費	旅費、旅行雑費	
報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・手当等	
委 託 費	管理運営委託料、清掃委託料など	・ 当該事務を行うために要した経費 ・ 前年度執行額をもとにした１件あたりの経費
使 用 料	FAX、機械等の使用料	
備品購入費	備品の減価償却費 〔取得価格÷耐用年数又は年間リース料〕	・ 単純な年間当たりの償却分を計上する
負担金	電算システム利用に係る負担金	・ 個別システム利用に係る1件あたりの経費

※ 事務費対象外

・ ファックス（本庁と出張所間におけるFAX経費のみ）
本庁と同様のサービスを出張所で受けるための備品と考えるため

(5) その他の取扱い

①受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策

本基本方針により手数料の見直しを行った結果、現行手数料を大幅に上回る場合は、受益者負担に急激な上昇が生じてしまうため、これを緩和するために改定上限率を設けます。

● 改定上限率

現行手数料	500円以下	500円超 2,000円以下	2,000円超 1万円以下	1万円超
改定上限率	50%	40%	30%	20%

● 端数処理の扱い

区分	端数処理の扱い
手数料の額が1,000円未満	10円単位とする（10円未満四捨五入）
手数料の額が1,000円以上	100円単位とする（100円未満四捨五入）

②新たな手数料の徴収

本基本方針を踏まえて、これまで手数料の対象としていなかったサービスのうち、経費の大部分を公費で負担している特定の方に対するサービスや、新たに提供を開始するサービスについては、定期的に手数料のあり方を点検し、受益者負担が必要な場合は、適正に負担を求める必要があります。

６　おわりに

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況のもと、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保だけが見直しの目的ではありません。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在するなかで、施設の利用などで受益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが、町民間の不公平をなくし、ひいてはその歳入を使って町民サービスの向上を図ることも可能となります。

厳しい財政状況を見直しの第一義的な目的にすれば、歳入を確保することだけが目的となってしまい、仮に財政的に余裕ができれば、反対に値下げをするのかといった議論にもなりかねません。

つまり、使用料や手数料の見直しは、こうした財政状況に振り回されるのではなく、町民間の公平の確保と町民サービスのトータルとしての向上を主な目的としなければなりません。

もちろん、使用料・手数料等は、町民生活の全般にわたり、深く関わっているものが多く、常に町民の皆さんの理解と協力が得られるよう、定期的な見直しを行っていくなかで、効率的な施設の管理運営や事務の効率化、コスト削減や利用者の増加への努力を続けながら、今後もより一層の適正化を図っていきたいと考えております。

改訂履歴

作成年月	改訂内容
平成 28 年 12 月	初版作成
令和　3年　8月	初版以降の施設運営等に係る変更点の反映。前回の算定結果を踏まえ基本方針に明記しておくべき内容を追加。その他、一部の語句を修正。 「３見直しの手順とサイクル」 ●使用料見直しの手順のフローチャートを分かりやすい表現に修正 ・『使用料の目安が、現行使用料の２倍を超えない範囲である』を『使用料の目安が、現行使用料の２倍を超えている』に修正 ・『近隣市町の類似施設等が、現行の使用料より高い』を『現行の使用料が、近隣市町の類似施設の使用料より低い』に修正 「４使用料の算定方法」 (1) 対象とする使用料［P4］ 箱根湿生花園の利用料金（指定管理）を入園料（直営）に修正 下水道使用料を地方公営企業法が適用される事業に修正。 (3) 使用料の目安の算定方法［P5］ 前回の算定結果を踏まえ、使用料の目安は、３カ年度の平均とすること。また、原価対象経費の対象期間とイメージを追加。 (4) 使用料の目安の算定方法［P6］ 災害復旧や感染症など臨時的対応に要する経費の扱いを追加。 ※語句の修正 P1　「H27.9 行財政改革アクションプラン（抜粋)」→H27.9 の追加 P3　「ただし、社会経済情勢の変化が～」→社会の追加 P15 「第一義的」→語句の修正
令和　8年 11 月	令和３年改訂以降の施設運営等に係る変更点の反映。 「４使用料の算定方法」 (5) 施設ごとの性質による行政と受益者の負担割合（性質別負担率）［P7,8］ ・箱根湿生花園の区分を①〔100%〕から④〔75%〕に修正 ・弥坂湯、宮城野温泉会館、老人福祉センター（浴室部分)、仙石原公園いこいの家の区分を②〔75%〕から⑤〔50%〕に修正

受益者負担の適正化に関する基本方針

（令和８年 11 月改訂）

発行：箱根町
編集：企画観光部企画課
〒250-0398　神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
TEL　0460-85-7111　　FAX　0460-85-7577
http://www.town.hakone.kanagawa.jp/